

議案第5号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年2月14日

沖縄県教育委員会

教育長が「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

別紙

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教県 第 20254号  
平成19年2月6日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事

沖縄県  
知事

教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

# **沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する 条例（案）**

平成19年2月議会（定例会）

教育庁県立学校教育課

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

### 1 件名

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 県立与勝縁が丘中学校の設置に伴い、県立中学校の職員定数を定める必要がある。
- (2) 児童生徒数の増減等により県立高等学校等の職員定数を変更する必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 学校の種別として県立中学校を加え、職員定数を定めるとともに、県立高等学校、県立特別支援学校並びに市町村立小学校及び中学校の職員定数を改める。(第2条関係)
- (2) 条例は、平成19年4月1日から施行する。(附則)

### 4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第3項及び第41条第1項
- (2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)
- (3) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第18号)

### 5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

### 6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料

乙第 号議案

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,504人」を「4,420人」に、「1,559人」を「1,565人」に、

「(3) 市町村立小学校及び中学校 9,384人」を

「(3) 県立中学校 8人」

に、「15,447人」を「15,246

（4）市町村立小学校及び中学校 9,253人」

人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年2月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

県立中学校の職員定数を定めるとともに、児童生徒数の増減等により県立高等学校等の職員定数を変更するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 新旧対照表

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）新旧対照表	
改正案	現行
(職員定数)	(職員定数)
第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立高等学校 4,420人 <u>1,566人</u>	(1) 県立高等学校 4,504人 <u>1,559人</u>
(2) 県立特別支援学校 <u>8人</u>	(2) 県立特別支援学校 <u>8人</u>
(3) 県立中学校 <u>9,253人</u>	(3) 市町村立小学校及び中学校 9,384人
(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>15,246人</u>	(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>15,447人</u>
合計	合計

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

○ 沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第3項及び第41条第1項に規定する職員の定数について必要な事項を定めるものとする。

（職員の定数）

第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 県立高等学校	<u>4,504人</u>
(2) 県立盲学校、ろう学校及び養護学校	<u>1,559人</u>
(3) 市町村立小学校及び中学校	<u>9,384人</u>
合計	<u>15,447人</u>

（定数外の職員）

第3条 次の各号に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外にあるものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされた職員
- (2) 沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）第2条の規定により休職にされた職員
- (3) 沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第2条第1項の規定により派遣された職員

（委任）

第4条 第2条の職員の配分その他この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年沖縄県条例第 号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十一号）

第四章 教育機関

第一節 通則

（教育機関の設置）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他必要な教育機関を設置することができる。

（教育機関の職員）

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他所要の職員を置く。  
2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。  
3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

第二節 市町村立学校の教職員

（県費負担教職員の定数）

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。  
2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が市町村委員会の意見をきいて定める。

平成19年度 小・中学校、県立特別支援学校の児童・生徒数（見込み）  
並びに高等学校の収容定員

沖縄県教育委員会

1. 市町村立小・中学校、県立中学校及び県立特別支援学校の職員定数の算定における基礎数値は、児童・生徒数による。

校種	平成18年度	平成19年度	増減	備考
市町村立小学校	100,930	100,765	△ 165	児童生徒数の自然減により学級数が減少したため、教職員数が減少した。
市町村立中学校	50,177	50,062	△ 115	
県立中学校		80	80	平成19年度開校1年生の入学定員
小計(小・中)	151,107	150,459	△ 648	
県立特別支援学校	1,758	1,808	50	生徒数の増により教職員数が増になる。
計	152,865	152,267	△ 598	

※平成18年度の児童生徒数は平成18年5月1日現在の調査による。  
※平成19年度の児童生徒数は平成18年5月1日現在の見込みである。

2. 高等学校の職員定数の算定における基礎数値は、生徒の収容定員による。

校種	平成18年度	平成19年度	増減	備考
県立高等学校	51,760	50,680	△ 1,080	27学級減に伴う職員定数減

## 定数条例の考え方

教育庁県立学校教育課

沖縄県学校職員の定数条例は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき算定した定数と県単独で配置している教諭、現業職員等の定数を合算した数値が条例定数定数となっている。

<市町村立小・中学校及び県立中学校の職員定数>  
義務標準法定数（本則定数+政令定数+充て指導主事（国庫））－定数内非常勤講師  
+県単定数=条例定数

※但し、標準法定数が大きくなる場合は、標準法定数が条例定数になる。

<県立高等学校の職員定数>

高等学校標準法（本則定数+政令定数）+ 県単定数 = 条例定数

- (1) 主に生徒の収容定員や学科等による標準法で算出される定数（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手、学校事務が対象）
- (2) 政令定数（センター研修、大学院派遣、初任研加配、少人数授業等）などによって算出される教職員数
- (3) 県単独で配置している教職員数（充て指導主事、専攻科教諭、専攻科実習助手、その他現業職員）

<県立特別支援学校の職員定数>

義務・高等学校標準法定数（本則定数+政令定数）+ 県単定数 = 条例定数

- (1) 主に児童・生徒数、学級数等による標準法で算出される定数（校長、教頭、教諭、養護教諭、寄宿舎指導員、実習助手、栄養職員、学校事務が対象）
- (2) 政令定数（センター研修、大学院派遣、初任研加配等）などによって算出される教職員数
- (3) 県単独で配置している教職員数（幼稚部教諭、専攻科教諭、専攻科実習助手、その他現業職員）